

稲沢市同時

2023年6月16日（金）
愛知県尾張県民事務所環境保全課
環境保全第一グループ
担当 藤田、内田
ダイヤル 052-961-7254
愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
担当 中根、高橋
内線 3045、3050
ダイヤル 052-954-6225

稲沢市における土壌汚染について

三菱電機ビルソリューションズ株式会社（東京都千代田区）が稲沢市内の同社稲沢ビルシステム製作所において土壌汚染状況調査を実施したところ、土壌汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導してまいります。

1 報告内容

- (1) 報告者
三菱電機ビルソリューションズ株式会社
- (2) 報告年月日
2023年6月16日（金）
- (3) 汚染が判明した土地の所在地
三菱電機ビルソリューションズ株式会社 稲沢ビルシステム製作所
愛知県稲沢市^{ひしまち}菱町1番1の一部
- (4) 報告の根拠
土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）
- (5) 調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり法に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数/ 調査区画数 ^{注2}
六価クロム化合物	0.17mg/L (3.4倍) ^{注1}	0.05mg/L 以下	0～0.5m	3 / 85
^{ひそ} 砒素及び その化合物	0.029mg/L (2.9倍) ^{注1}	0.01mg/L 以下	0～0.5m	2 / 85

注1：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

イ 土壌含有量

全ての調査地点で法に規定する土壌含有量基準に適合していました。

(6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、コンクリート舗装等で覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

事業者は、地下水汚染の有無を調査するとともに、ボーリング調査により深度調査を実施し、措置を検討する予定です。

県は、事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するように指導するとともに、周辺の飲用井戸の有無等を調査した上で、法に基づき土壌溶出量基準を超過した区画を要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

3 事業者の連絡先

三菱電機ビルソリューションズ株式会社 稲沢ビルシステム製作所
総務部 総務課
住所 稲沢市菱町1番1
電話 0587-23-1111 (代表)

4 調査対象地の概要

(1) 面積

7,043.16 m²

(2) 調査対象地の利用状況

対象地は、1964(昭和39)年からエレベーター等の製造を行っている三菱電機ビルソリューションズ株式会社稲沢ビルシステム製作所の敷地の一部です。事業所敷地内においては六価クロム化合物の取扱履歴がありますが、調査対象地における取扱履歴はありません。また、砒素及びその化合物については事業所における取扱履歴はありません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

・六価クロム化合物

六価クロム化合物の毒性として、溶液にさわったり、非常に細かい粒子を含む蒸気を吸い込むことによって、手足、顔などに発赤、発疹が起こり、炎症が生じることが知られています。また、鼻の粘膜やのどへも炎症が生じやすく、ひどくなると鼻中隔の内部の組織にまで炎症が及ぶことがあります。

・砒素及びその化合物

急性の中毒症状としては、めまい、頭痛、四肢の脱力、全身疼痛、麻痺、呼吸困難、角化や色素沈着などの皮膚への影響、下痢を伴う胃腸障害、腎障害、末梢神経障害が報告されており、砒素化合物の致死量は体重1 kg あたり砒素として1.5～500mg と考えられています。

慢性の中毒症状としては、砒素に汚染された井戸水を飲んだことによって、皮膚の角質化や色素沈着、末梢性神経症、皮膚がん、末梢循環器不全などが報告されています。

(参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)